

木造住宅耐震診断事業トラブル対処法

- トラブル1** 診断を受託したあとの診断士から依頼者への連絡の遅れがある。
診断士への実施依頼書が到着した頃、依頼者へも決定通知書が到着しています。依頼者の方は、診断士からの連絡を待っていますので、書類到着後一週間以内に連絡を取り、速やかに進行しましょう。
診断日が決定したら、事務局への連絡をお願いします！
- トラブル2** 診断実施依頼書到着から診断までの間の時間がかかる。
依頼者との調整がつかない場合、そのまま放置していることが多いようです。調整が取れず、時間がかかるような場合は事務局まで連絡をお願いいたします。市町村と連絡を取り合い、診断がスムーズに行えるよう事務局側でも対応いたします。
- トラブル3** 診断を終えてから診断報告書を提出するまでに時間がかかる。報告書の作成に不明点があるため、進まず、放置している場合がある。
提出期限（厳守）を設けています。診断日から10日以内に提出を行ってください。
不明点がある場合は、速やかに事務局までTEL又はFAXで質問内容を連絡するか、勉強会へ出席して質問を行いましょう。
提出期限にどうしても間に合わない時には、すぐに事務局へ連絡をお願いします！
- トラブル4** 市町村ごとに事業内容が異なっているにもかかわらず、改修をしなくてはならないというように強く勧められ市町村へ申し込みをするように診断士から言われたと、依頼者（住民）から市町村に苦情があった。
市町村ごとに事業内容は異なります。耐震診断事業や改修事業については、各市町村の窓口にお問い合わせいただくように説明しましょう。
また、改修についての営業などは誤解をうむことがないように注意しましょう。
- トラブル5** 診断士と依頼者との間の話合いの不足からトラブルがあった（点検口取付、診断士以外の助手、診断後の改修工事で実際の建物（筋かい位置など）と改修案図面が違うなど）
診断作業前に依頼者へ説明をして、了解を得てから診断を行いましょう。また、改修設計の図面と改修案の図面は異なります。現地調査結果説明書のとおり、調査可能な部分の説明をきちんと行い、依頼者に納得していただきましょう（勉強会でもお話していません）

事務局からのお願い

- 診断実施において、不明な点、困った点がありましたらすぐに事務局へご連絡ください！
- 診断実施の進捗状況の連絡をお願いします！
- 事務局へ連絡していた進捗状況に変更があった場合は、すぐに変更の旨をお知らせください！
- 事務局から送付した書類の熟読をお願いします！ 読んでいただければ、完璧な報告書の提出となっていた、惜しい報告書があります（製本の仕方や、提出書類の過不足、記入漏れなど）

耐震診断事業において、診断士のご協力が重要です。

どうぞよろしく願いいたします！